

目 次

第1章	ハローワーク（公共職業安定所）からのお願い	1
1	雇用保険関係におけるオンラインシステムによる事務処理	1
2	届出書類の記載方法などの注意事項	2
3	ハローワークからお渡しした届出書類等の保管	2
第2章	雇用保険の適用について	3
1	適用事業とは	3
2	暫定任意適用事業とは	3
3	適用の単位	3
4	労働保険の適用のしくみ	4
第3章	適用事業所についての諸手続	5
1	事業所を新たに設置したとき	5
2	事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき	11
3	事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき	14
4	労働保険料の申告・納付に係る事務をまとめて処理したいとき	17
5	事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき	19
6	新たな施設が適用事業所にあたらないとき	20
7	事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの	21
○	適用事業所についての諸手続に関するQ&A	23
第4章	被保険者について	24
1	被保険者の範囲	24
2	被保険者の種類	24
3	被保険者とならない者（適用除外）	25
4	「31日以上雇用見込み」に関する具体例	26
5	被保険者に関する具体例	29
○	被保険者に関するQ&A	32
第5章	被保険者についての諸手続	33
1	被保険者となる労働者を新たに雇用したとき	33
2	離職等により被保険者でなくなったとき	37
3	昭和56年7月以前から被保険者となっている方の届出について	54
4	被保険者が転勤したとき	55
5	被保険者が氏名を変更したとき	56
6	被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に規定する 雇用継続交流採用職員でなくなったとき	57
7	被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの	58
8	マルチジョブホルダーの手続き	60
9	資格取得届や資格喪失届等の提出後に内容を訂正する場合	64
○	被保険者に関する諸手続Q&A	64
第6章	賃金について	68
1	雇用保険法上の賃金とは	68
2	労働保険料の算定となる賃金とは	68
3	離職証明書等に記載できる賃金とは	68
4	賃金の範囲に算入される現物給与とは	69
5	賃金と解されるものと、解されないものの具体例	70
第7章	労働保険料のしくみ	71
1	保険料の種類	71
2	保険率と労働保険料の計算方法	71
3	一般拠出金について	73
4	概算保険料の申告と納付（一般保険料の場合）	73
5	確定保険料の申告	73
6	年度更新と納付手続	73
7	概算保険料の延納（分割納付）	74
8	保険料の負担	74
9	追徴金等の賦課	74
第8章	労働保険事務組合について	75
1	労働保険事務組合とは	75
2	労働保険事務組合に委託した場合のメリット	75

3	労働保険事務組合に委託することができる事業主は	75
4	労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は	75
5	労働保険事務組合への委託料は	75
6	労働保険事務組合への委託手続は	75
第9章	雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付） 及び育児休業等給付について	76
1	事業主の皆様をお願いします	76
2	必ず本人にお渡しください	76
3	賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか	76
4	高年齢雇用継続給付について	77
5	介護休業給付について	78
6	育児休業等給付について	79
第10章	教育訓練休暇給付金について	80
第11章	失業等給付について	82
1	求職者給付	83
2	就職促進給付	88
3	教育訓練給付	90
第12章	日雇労働被保険者の給付について	92
1	雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは	92
2	日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続きは	92
第13章	その他	94
1	不正受給について	94
2	審査請求について	95
3	電子申請について	96
4	雇用関係助成金について	97
第14章	付録	98
1	職業分類の説明	98
2	産業分類表	99
3	労災保険率表	100
4	各種参考様式等	101
5	ハローワーク（公共職業安定所）の所在地	104